

令和7年6月9日

保護者の皆様

かつらぎ町立妙寺中学校
校長 鈴木 勉

気象警報及び土砂災害警戒情報が発表された場合の対応について

平素は、学校教育にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、気象状況により警報が発表された場合の生徒の登校については、かつらぎ町統一で下記のとおりとさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

記

1 前日に「気象警報」や「土砂災害警戒情報」の発表が予報された場合

- ・発表予報が午前・午後を問わず、翌日は臨時休業とします。
- ・臨時休業の連絡は、学校メールにて連絡をします。
- ・授業時数が不足する場合には、代替授業を実施します。

2 登校時（前）の場合【6:30給食停止決定／8:30臨時休業決定】

- (1) 朝の登校時点で、かつらぎ町（かつらぎ）〔和歌山県全域、和歌山県北部全域、紀北全域と報道された場合も含む〕に暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪のいずれかの警報が発表されている場合は、登校を見合わせ自宅待機させてください。
ただし、和歌山県・和歌山県北部・紀北地域に警報が発表されていても、かつらぎ町（かつらぎ）に警報が発表されていない場合は、登校させてください。
- (2) 8:30までに警報が解除になった場合、安全を確認してから登校させてください。
ただし、警報が解除になった場合でも、まわりの状況が危険な時（登校が危ぶまれると判断される時）は、登校させずに学校（22-0159）へ連絡してください。
なお、6:30時点で警報が継続していた場合、給食はありませんのでお弁当を持参させてください。
- (3) 8:30以降、警報が発表されている場合は臨時休業となります。この場合、学校からメールまたは個別で翌日の連絡等をしますので、自宅で連絡を受けてください。

3 学校在籍時に、気象警報が発表された場合

- (1) 警報発表後、「60～90分後に生徒の皆さんを学校まで迎えに来ていただきたい」という内容のメールを発信します。その後、学校で保護者に引き渡すことを基本とします。
- (2) 午前中に警報が発表され、生徒の引き渡しは12:00以降になる場合は、給食を喫食します。
- (3) スクールバスは、安全確認しながら運行することを基本とします。

4 学校在籍時に、「土砂災害警戒情報」が発表された場合

- (1) 「土砂災害警戒情報」が発表された段階で生徒は学校で待機します。
- (2) 給食を喫食します。
- (3) 「土砂災害警戒情報」の発表が解除されるまで学校待機となりますが、保護者から希望があった場合や解除される見通しが立たない場合には、安全確認しながら保護者に引き渡すことを基本とします。

※上記の対応を基本としつつ、その時の状況を踏まえた対応をします。